平成２８年（フ）第５５号
松江市春日町610番地１　パルハイムＯＳ－１・202号
債務者　佐藤　耕平
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９３号
群馬県伊勢崎市上諏訪町1659番地２
債務者　檜山　竜弥
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７９６号
埼玉県和光市南１丁目11番15―305号　メゾンドクリプトメリア、旧住所埼玉県和光市南１丁目10番65号　アッティカヒルＡ―102
債務者　黒澤　　舞
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８１７号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷３丁目13番６号　高橋ハイツ301号
債務者　高橋　朱実
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８２３号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―13―409
債務者　宮下　良春
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２７１号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地９街区５棟508号
債務者　二宮　　博
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２１６号
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番５―406号、前住所大阪府岸和田市箕土路町１丁目３番24―407号
債務者　岩城　昂平
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２６７号
大阪府岸和田市加守町３丁目13番14―201号、前住所大阪府岸和田市岡山町46番地の２　トニワンハイツ岡山101号
債務者　吉田　則文
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２７７号
大阪府岸和田市磯上町１丁目16番４―101号、前住所大阪府堺市西区浜寺元町５丁780番地36
債務者　豊村ちづる
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３３２号
大阪府岸和田市天神山町１丁目４番２―204号
債務者　水間　　忍
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３３９号
大阪府岸和田市野田町１丁目15番28―703号
債務者　山本　　彩
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３４７号
大阪府阪南市石田600番地の６―25棟203号
債務者　西野小百合
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３４８号
大阪府和泉市はつが野２丁目29番１号
債務者　窪薗　雅也
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３５４号
大阪府岸和田市箕土路町２丁目７番28―205号
債務者　青木美由紀
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第８１７号
札幌市中央区南11条西12丁目１番36―203号
債務者　小沢　竜也
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８１８号
札幌市中央区南11条西12丁目１番36―203号
債務者　小沢佳奈枝（旧姓尾山）
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０１８号
札幌市中央区南４条西12丁目1296番地７
債務者　松田　孝友
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部